

当お申し込みは、以下の内容を兼ねています。

1. 個人番号（マイナンバー）について

個人番号（マイナンバー）告知書

所得税法、租税特別措置法その他の関係法令に基づく告知として、個人番号を告知します。

2. 総合取引について

- 総合取引申込書
- 保護預り口座設定申込書
- 外国証券取引口座設定申込書
- 国内外貨建債券取引申込書
- 振替決済口座開設申込書
- 累積投資取引申込書
- 電子交付サービス利用申込書
- 取引時確認記録簿
- 顧客カード
- 特定取引を行う者の新規届出書

所得税法第224条第1項、第2項および第224条の3第1項、第3項および第4項ならびに租税特別措置法第3条の3第8項、第8条の3第7項、第9条の2第6項および第9条の3の2第9項の規定により告知し、所得税法施行令第337条第4項、第339条第3項、第343条第4項、第345条第6項および第346条第6項の規定により申請します。

3. 特定口座について

- 特定口座開設届出書※1
- 特定口座源泉徴収選択届出書※2
- 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書※2
- 特定管理口座開設届出書※1

租税特別措置法第37条の11の2第1項又は第2項ならびに第37条の11の3第1項および第2項の規定の適用を受けたいので、同法施行令第25条の9の2第8項ならびに第25条の10の2第5項の規定により、「特定口座約款」「特定管理口座約款」を承認のうえ、この旨届け出ます。また、源泉徴収ありを選択した場合は、租税特別措置法第37条の11の2第1項又は第2項ならびに第37条の11の3第1項および第2項、第37条の11の4第1項ならびに第37条の11の6第1項の適用を受けたいので、第37条の11の6第2項、同法施行令第25条の10の2第5項、第25条の9の2第8項および第25条の10の11第1項の規定により、この旨届け出ます。

※1「特定口座の開設」選択時に適用されます。

※2「特定口座の開設」及び「源泉徴収あり」を選択時に適用されます。